

名称等	土屋 雄二郎 氏 紺綬褒章の褒状伝達		
実施日時	平成30年3月20日(火曜日) 10時～		
場所	市役所4階 市長応接室		
担当	産業振興部観光戦略課		
	直通 055-934-4747	内線	2514
	産業振興部商工振興課 (奨学金返還支援制度担当)		
	直通 055-934-4749	内線	2582

1 内容

土屋雄二郎氏が、平成28年12月に行った沼津市への寄附に対し、平成29年12月20日付で紺綬褒章が授与されました。

このことにつき、市長から褒状の伝達を行うものです。

2 紺綬褒章について

褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章、紅綬褒章、緑綬褒章、紺綬褒章の6種類が定められています。

このうち、紺綬褒章は、公益のため私財を寄附した個人又は団体を顕彰する制度であり、寄附金額の基準は、個人においては「500万円以上の現金又は、評価額が500万円以上の物件」、団体においては「1,000万円以上の現金又は、評価額が1,000万円以上の物件」です。

このたび、土屋雄二郎氏は、平成29年12月20日付けをもって紺綬褒章の褒状を授与されたことが、内閣府より発令されました。

3 寄附の概要

寄附者	土屋 雄二郎 氏 (雄大株式会社 代表取締役)
寄附年月日	平成28年12月9日
寄附の種類	沼津市ふるさと納税
寄附金額	500万円

4 寄附金の今後の用途について(沼津市奨学金返還支援制度)

沼津市の社会減による人口減少に危機感を抱いており、この寄附が少しでもその対策に役立てればとの土屋氏の思いを踏まえて、平成30年度に制度化を予定している「沼津市奨学金返還支援制度」の支援金の財源に充てることを考えております。

沼津市奨学金返還支援事業の概要（案）

1 目的

本市の産業界と市が協力し、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている学生等が、卒業後、市内の中小企業に就職し、市内に居住した場合、その奨学金の返還金の一部を支援することにより、学生等の本市中小企業への就職及び本市への定住を促進することを目的とする。

2 事業期間

支援対象者を選定する期間は、平成 31 年度～35 年度までの 5 年間とする。今後の、基金への寄附金額に応じて、期間を延長していく。

3 支援対象者

次に挙げる全てに該当する者を、支援対象者とする。

- ① 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程）に在学中に日本学生支援機構の第一種（無利子）及び第二種（有利子）の奨学金の貸与を受けた者であること
- ② 大学等を卒業後、沼津市内に本店又は本社を有する中小企業に就労し、沼津市内に居住した者

4 補助する額・期間

補助対象となる奨学金返還金の月額額の 2 分の 1 相当額（その額が 1 万円を超える場合は 1 万円とする。）を月額とする。一人あたり年間 12 万円を上限とし、最大 5 年間（60 月を上限）とする。

5 補助の原資

平成 30 年度に「(仮) 沼津市奨学金返還支援基金」を新たに創設し、趣旨に賛同する企業や個人から寄附を受け付け、奨学金返還金に対する補助金の原資とする予定。